

■共通

○:主たる負担者 △:従たる負担者

No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
1	募集関連書類	本市事由による入札説明書等の入札関連書類の誤り又は変更	○	
2	応募費用	応募費用に関するもの		○
3	契約締結	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	○	
4		事業者事由(下請業者等を含む。以下、本表において同じ。)による契約締結の遅延、締結不能		○
5		上記以外の事由により事業契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能	○※1	○※1
6	行政	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	○	
7	税制度	法人税率の変更等、事業者の利益に課される税制度の変更によるもの		○
8		PFI事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更による増減	○	
9		サービス対価の支払いに係る消費税法の変更によるもの	○	
10		本事業整備施設の取得及び所有に関する税制度の変更による増減	○	
11		上記以外の、本事業のみならず、広く一般的に適用される税制の変更や新税の導入等		○
12	法制度	本事業に直接関係する法令の新設・変更(税制度及び付帯事業に係る制度に係るものを除く)によるもの	○	
13		上記以外のもの(税制度及び付帯事業に係る制度に係るものを除く)		○
14	許認可取得遅延・失効等	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		○
15		上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	○	
16		本市が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効	○	
17		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		○
18	公的支援制度の獲得不可等	本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	○	
19		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		○
20	住民対応	本事業の実施自体に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	○	
21		事業者が実施する業務に起因する住民対応		○
22	環境問題	調査、設計、建設、維持管理、運営等の事業者が実施する業務における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		○

No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
23	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		○
24		本市の事由による第三者への賠償	○	
25	不可抗力	不可抗力(戦争、天災、暴動等の本市と事業者のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的な現象で通常予見ができないもの(要求水準等を超えるものに限り、法令変更、付帯事業に係る制度に係るものを除く))による設計・建設・展示設計・展示施工・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	○※2	△※2
26	金利変動	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	
27		基準金利確定後の金利変動に関するもの		○
28	物価変動	運営・維持管理開始までの物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	△※3	○※3
29		運営・維持管理期間中の物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	△※3	○※3
30	資金調達	本市の資金調達に関するもの	○	
31		事業者の資金調達に関するもの		○
32	要求水準・性能	事業者の実施する設計、建設、展示設計、展示施工、維持管理、運営の性能未達や契約不適合、不履行によるもの		○
33	インフラ供給	事業者の事由によるもの		○
34		本市の事由によるもの	○	
35	業務の一時中止	本市の事由による事業の中断・中止	○	
36		事業者の事由による事業の中断・中止		○
37	契約解除	本市の事由による事業契約解除に伴う損害	○	
38		事業者の事由による事業契約解除に伴う損害		○

【説明】

※1:契約締結に至らない場合や契約締結が遅延した場合、それまでに本市、事業者各々にかかった費用及び契約遅延により生じる費用は基本協定書(案)において提示する。

※2:詳細は事業契約書(案)において提示する。

※3:物価変動等に一定以上の下落又は上昇があった場合には調整を行う。詳細は事業契約書(案)において提示する。

※4:第三者による博物館竣工に伴う市への所有権移転前の施設損害について、市に帰責性がある場合、該当部分については市の負担とし、それ以外は事業者の負担とする。

※5:原則として事業者の負担とするが、本市職員の施錠忘れ、鍵の紛失による不法侵入等に伴う被害のリスクについては、本市の負担とする。

※6:第三者による事業終了に伴う業務移管手続前施設損害について、事業者に帰責性がある場合、該当部分については事業者の負担とし、それ以外は市の負担とする。

※7:付帯事業に係るすべてのリスクは■維持管理・運営段階No.38によることとし、その他の規定は適用しない。

■設計・建設段階

No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
1	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	○	
2		事業者が実施した、又はすべき測量・調査に関するもの		○
3	設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更等の本市の事由による設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延等	○	
4		事業者の設計に係る契約不適合による費用の増大、工期の遅延等		○
5	地下埋設物	予め想定できる地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等		○
6		予め想定できない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	○	
7	土壌汚染	調査資料等で予見できる土壌汚染による対応費用の増加や工期の遅延等		○
8		調査資料等で予見できない土壌汚染による対応費用の増加や工期の遅延等	○	
9	用地確保	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		○
10	工事費用増大	本市の責めに帰すべき事由(提示条件、指示の不備や要求水準の変更等)による建設工事費の増大	○	
11		不可抗力による建設工事費の増大	○	△※2
12		上記以外の要因による建設工事費の増大		○
13	工期遅延	本市の事由による工期の遅延	○	
14		事業者の事由による工期の遅延		○
15	計画変更	施設完成前に本市が発案した追加的な費用負担が発生しない変更		○
16		施設完成前に本市が発案した追加的な費用負担を伴う変更(事業者の責めに帰すべき事由によるものを除く)	○	
17		施設完成後に本市が発案したレイアウト等の変更・改修(事業者の責めに帰すべき事由によるものを除く)	○	
18	引渡前施設損害	本市の事由による施設の損害	○	
19		事業者の事由による施設の損害		○
20		上記以外の第三者等の事由による施設の損害(ただし、共通NO.25 不可抗力の場合を除く)	△※4	○
21	工事監理	工事監理の不備によるもの		○
22	一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		○
23	引渡手続	施設の引渡しの手続に伴う諸費用に関するもの		○

■維持管理・運営段階

○:主たる負担者 △:従たる負担者

No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
1	維持管理費用増大	本市の指示による維持管理の変更等、市の事由による維持管理費の増大	○	
2		事業者の計画・見積りの誤り等、事業者の事由による維持管理費の増大		○
3	供用開始の遅延	本市の事由による供用開始の遅延	○	
4		事業者の事由による供用開始の遅延		○
5	支払い遅延	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	○	
6	計画変更	本市の事由による事業実施条件の変更	○	
7		事業者の事由による、又は事業者の提案・要望による事業実施の変更に関するもの		○
8	情報漏洩	本市の事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○	
9		事業者の事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○
10	セキュリティリスク	施設のセキュリティに関するもの	△※5	○
11	施設損害	事業者の事由による施設(什器備品等を含む)の損害		○
12		本市の事由による施設(什器備品等を含む)の損害	○	
13		第三者(博物館の利用者を含む)による、施設(什器備品等を含む)の損害	○	△※6
14	利用者対応リスク	本市が実施する業務の利用者の苦情やトラブル対応等	○	
15		上記以外の業務の利用者の苦情やトラブル対応等		○
16	利用者事故リスク	本市の事由による事故	○	
17		事業者の維持管理業務に関して発生する事故		○
18	施設契約不適合	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設の瑕疵		○
19		事業契約に規定する契約不適合責任期間後に見つかった施設の瑕疵	○	

【説明】

※1:契約締結に至らない場合や契約締結が遅延した場合、それまでに本市、事業者各々にかかった費用及び契約遅延により生じる費用は基本協定書(案)において提示する。

※2:詳細は事業契約書(案)において提示する。

※3:物価変動等に一定以上の下落又は上昇があった場合には調整を行う。詳細は事業契約書(案)において提示する。

※4:第三者による博物館竣工に伴う市への所有権移転前の施設損害について、市に帰責性がある場合、該当部分については市の負担とし、それ以外は事業者の負担とする。

※5:原則として事業者の負担とするが、本市職員の施錠忘れ、鍵の紛失による不法侵入等に伴う被害のリスクについては、本市の負担とする。

※6:第三者による事業終了に伴う業務移管手続前施設損害について、事業者の帰責性がある場合、該当部分については事業者の負担とし、それ以外は市の負担とする。

※7:付帯事業に係るすべてのリスクは■維持管理・運営段階No.38によることとし、その他の規定は適用しない。

■維持管理・運営段階

○：主たる負担者 △：従たる負担者

No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
20	展示品(市が借り受け)等管理リスク	本市が館蔵品、寄託品および他の博物館施設、個人等から借り受けて展示している展示品が、本施設内で、本市の責めに帰すべき事由によって盗難・毀損した場合	○	
21		本市が館蔵品、寄託品および他の博物館施設、個人等から借り受けて展示している展示品が、本施設内で、事業者の責めに帰すべき事由によって盗難・毀損した場合		○
22		本市が館蔵品、寄託品および他の博物館施設、個人等から借り受けて展示している展示品が、地震等天災により本施設内で毀損した場合	○	
23		本市が館蔵品、寄託品および他の博物館施設、個人等から借り受けて展示している展示品が、運送業者・作業員等、本市・事業者以外の責めに帰すべき事由によって本施設内で盗難・毀損した場合	○	
24	展示品(民間が借り受け)等管理リスク	事業者が他の企業等から借り受けて展示している展示品が、本施設内で、事業者の責めに帰すべき事由によって盗難・毀損した場合		○
25		事業者が他の企業等から借り受けて展示している展示品が、本施設内で、本市の責めに帰すべき事由によって盗難・毀損した場合	○	
26		事業者が他の企業等から借り受けて展示している展示品が、地震等天災により本施設内で毀損した場合		○
27		事業者が他の企業等から借り受けて展示している展示品が、運送業者・作業員等、本市・事業者以外の責めに帰すべき事由によって本施設内で盗難・毀損した場合		○
28	収蔵品管理リスク	本施設の収蔵品が、本施設内で事業者の責めに帰すべき事由によって盗難・毀損した場合		○
29		本施設の収蔵品が、本施設内で本市の責めに帰すべき事由によって盗難・毀損した場合	○	
30		本施設の収蔵品が、地震等天災により本施設内で毀損した場合	○	
31		本施設の収蔵品が、他館等への貸出によって本施設外にある場合に盗難・毀損した場合	○	
32	需要変動リスク	利用料金収入について、市の施策変更(利用料金の減免制度の変更等)及び市の責めによる事業内容・用途・要求水準の変更等に起因する収入や業務費の変動	○	
33		利用料金収入について、不可抗力に起因するもの	○ ※2	△ ※2
34		利用料金収入について、上記以外によるもの		○
35		付帯事業収入		○

No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
36	技術革新リスク	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、本市の指示により発生する増加費用	○	
37		上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		○
38	付帯事業	付帯事業の実施に係るすべてのリスク※7		○
39	事業の終了手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続の不備による損害		○
40	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

【説明】

※1:契約締結に至らない場合や契約締結が遅延した場合、それまでに本市、事業者各々にかかった費用及び契約遅延により生じる費用は基本協定書(案)において提示する。

※2:詳細は事業契約書(案)において提示する。

※3:物価変動等に一定以上の下落又は上昇があった場合には調整を行う。詳細は事業契約書(案)において提示する。

※4:第三者による博物館竣工に伴う市への所有権移転前の施設損害について、市に帰責性がある場合、該当部分については市の負担とし、それ以外は事業者の負担とする。

※5:原則として事業者の負担とするが、本市職員の施錠忘れ、鍵の紛失による不法侵入等に伴う被害のリスクについては、本市の負担とする。

※6:第三者による事業終了に伴う業務移管手続前施設損害について、事業者に帰責性がある場合、該当部分については事業者の負担とし、それ以外は市の負担とする。

※7:付帯事業に係るすべてのリスクは■維持管理・運営段階No.38によることとし、その他の規定は適用しない。